ご利用のお客様各位

株式会社　東洋
TEL:075-501-6616

法人税 R4 令和 5 年度税制改正対応版(Ver.23.10)のリリース

令和 5 年度の税制改正に対応した、法人税 R4　Ver.23.10 のリリースについてご連絡いたします。

１．発行プログラム

システム名	リリース バージョン	データ移行 対象バージョン
法人税 R4	Ver.23.10	Ver.22.10以降

※ライセンスが変更になります。23.1 用のライセンスが必要です。
※Ei ボードは Ver.23.10 以上が必要です。

２．リリース時期(予定)

2-1. Ｅｉボードダウンロードマネージャー／マイページのダウンロード公開

2023 年 5 月 22 日(月)

2-2. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始日

2023 年 5 月 30 日(火)
※令和 4 年度版(Ver.22.41)のセットアッププログラムも収録します。

2-3. 法人税 R4　Ver.23.1 用の電子申告プログラムについて

Ver.23.1 用の法人税 R4 電子申告プログラム(Ver.23.1.e1)の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。(5 月 22 日公開予定)
電子申告 R4　Ver.23.10 も同日公開予定です。対応概要につきましては、別途ご案内いたします。

３．税制改正の内容

令和 5 年度税制改正の主な内容は、次のとおりです。
※税制改正に関する対応内容（対応別表等）につきましては現時点では未確定のため、別途ご案内します。

3-1. 研究開発税制の見直し

(1) 控除率及び控除上限額の見直し（一般型）
税額控除率の見直しが行われ、その下限を 1%（現行：2%）に引き下げた上、10%超の場合の上乗せ措置の適用期限が 3 年延長されました。
控除上限額は、原則の控除上限額である法人税額の 25%に対して、増減試験研究費割合が 4%を超える場合は一定額を加算、マイナス 4%を下回る場合は一定額を減算する特例が設けられました。

	改正前	改正後
控除率	**試験研究費割合≦10%** ① 増減試験研究費割合＞9.4%の場合 10.145%＋((増減試験研究費割合−9.4%)×0.35) ② 増減試験研究費割合≦9.4%の場合 10.145%−((9.4%−増減試験研究費割合)×0.175) ③ 設立事業年度又は比較試験研究費の額が0の場合、8.5% **試験研究費割合＞10%のときの上乗せ措置** ①②③の税額控除率＋(((①②③の税額控除率)×（試験研究費割合−10%)×0.5)	**試験研究費割合≦10%の場合** ① 増減試験研究費割合＞12%の場合 11.5%＋((増減試験研究費割合−12%)×0.375)　(3年延長) ② 増減試験研究費割合≦12%の場合 11.5%−((12%−増減試験研究費割合)×0.25)　(3年延長) ③ 設立事業年度又は比較試験研究費の額が0の場合、8.5%　※変更なし（3年延長） **試験研究費割合＞10%のときの上乗せ措置** 変更なし（3年延長）
控除上限額	法人税額×25%(原則)　※変更なし 【上乗せ措置】 ① 研究開発を行う一定のベンチャー企業 法人税額×15% ② 試験研究費割合＞10% 法人税額×（試験研究費割合−10%）×2) ③ 基準年度比売上金額減少割合＞2%以上等 法人税額×5%	法人税額×25%(原則)　※変更なし 【上乗せ措置】 左記①②は変更なし（②は3年延長）、③は廃止 新たに以下の特例が設けられました。 ・加算特例 増額試験研究費割合が4%を超える場合 法人税額×(増減試験研究費割合−4%)×0.625%　※5%が上限 ・減算特例 増額試験研究費割合がマイナス4%を下回る場合 法人税額×(マイナス増減試験研究費割合−4%)×0.625%　※5%が上限 加算特例は試験研究費割合が10%超のときの上乗せ措置と比較し、控除上限額が大きくなる方を適用

(2) 控除率及び控除上限額の見直し（中小企業技術基盤強化税制）

中小企業技術基盤強化税制においても税額控除率の見直しが行われました。
控除上限額は、試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置が3年延長される一方、基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合の上乗せ措置が廃止されました。

	改正前	改正後
控除率	**試験研究費割合≦10%** ① 増減試験研究費割合＞9.4%の場合 12%＋((増減試験研究費割合−9.4%)×0.35) ② 増減試験研究費割合≦9.4%の場合、12% **試験研究費割合＞10%のときの上乗せ措置** ①②の税額控除率＋(((①②③の税額控除率)×（試験研究費割合−10%)×0.5)	**試験研究費割合≦10%の場合** ① 増減試験研究費割合＞12%の場合 12%＋((増減試験研究費割合−12%)×0.375) ② 増減試験研究費割合≦12%の場合、12% **試験研究費割合＞10%のときの上乗せ措置** 変更なし（3年延長）
控除上限額	法人税額×25%(原則)　※変更なし 【上乗せ措置】 ① 増減試験研究費＞9.4% 法人税額×10% ② 試験研究費割合＞10% 法人税額×（試験研究費割合−10%）×2) ③ 基準年度比売上金額減少割合＞2%以上等 法人税額×5%	法人税額×25%(原則)　※変更なし 【上乗せ措置】 ① 増減試験研究費＞12% 法人税額×10%　(3年延長) 左記②は変更なし（3年延長）、③は廃止

(3) スタートアップ企業の範囲拡大

幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲が拡大されました。

改正前	改正後
【対象となるスタートアップ企業の定義】 ① 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業 ② 研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの A)認定国立大学ファンド又は研究開発法人が出資 B)役員が研究開発法人・大学等の職を有している等	【対象となるスタートアップ企業の定義】 ① 未上場の株式会社(他の会社の子会社ではない) ② 設立15年未満(10年以上の場合は営業赤字であること) ③ 売上高研究開発費比率10%以上 ④ ベンチャーファンド(注)又は研究開発法人の出資先 ※上記を全て満たすスタートアップ企業に対して、経済産業省より証明書が発行される (注)ベンチャーファンド：スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合

(4) オープンイノベーション型の試験研究類型の追加

博士号を保有する高度な研究人材や研究業務経験者を外部から雇用することを促すため、試験研究費の類型に「新規高度研究業務従事者」に対する人件費が追加されました。

適用要件：

試験研究を行う者の人件費に占める割合(工業化研究を除く)を前年度比で 3%以上増加した場合、人件費の 20%を税額控除

(5) 試験研究費の範囲の見直し

研究開発の質の向上、新たなサービス開発を促すことを目的として、以下の見直しが行われました。

適用要件：

① ビッグデータや AI 等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費については、既存のビッグデータを活用する場合も研究開発税制の対象とされました。

② 性能向上を目的としない「デザイン考案」は研究開発税制の対象外とされました。

3-2. オープンイノベーション促進税制の拡充

既存企業によるスタートアップ企業の M&A を後押しする視点から、既存株式を取得した場合にも株式取得価額の 25%を所得控除とする措置が追加されました。その際、M&A から 5 年以内に「成長要件」を満たした場合は減税のメリットが継続する仕組みとなりました。

株式取得要件：

① 資本金増加を伴う現金による出資した株式(新規発行株式)に加え、発行法人以外の者から購入により取得した株式（既存発行株式）も対象となる。

出資要件：

① 1 件あたり 5 億円以上　※適用上限あり

② 出資又は取得後の総議決権割合 50%以上

成長要件(M&A 時点から 5 年以内)：

① 売上高成長類型は売上高成長率 1.7 倍以上等

② 成長投資類型は研究開発費成長率 1.9 倍以上等

③ 研究開発特化類型は研究開発費成長率 2.4 倍以上等

3-3. DX（デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の見直し及び延長

デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション）の投資を促進するため、不足している人材の育成・確保に取り組むとともに、成長性の高い海外市場を含めた売上増加に繋がるデジタル投資に対して認定要件の見直しが行われ、適用期限が 2 年延長されました。

(適用期限：令和 7 年 3 月 31 日)

デジタル(D)要件：

① データ連携(変更なし)

② クラウド技術の活用(変更なし)

③ 情報処理推進機構が審査する「DX 認定」の取得

※レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、デジタル人材の育成・確保

企業変革(X)要件:

① 売上高が 10%以上増加することが見込まれること

② 対象事業の売上高比率が一定割合以上となることが見込まれること

③ 全社の意思決定に基づくもの(取締役会等の議決文書の添付等)(変更なし)

適用対象者等の要件:

① 青色申告書を提出する法人(変更なし)

② 産業競争力強化法の改正法「事業適応計画」について認定を受けていること

③ 情報技術事業適応の用に供するために必要な情報技術事業適応設備を取得等し国内にある事業に供すること(変更なし)

3-4. 暗号資産の期末時価評価等の課税に係る見直し

内国法人が保有する暗号資産について、国内のブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を促す観点から、期末評価方法等の見直しが行われました。

3-5. スピンオフ実施の円滑化のための税制措置の拡充

事業を切り離す手法の１つであるスピンオフについて、スピンオフを行う企業に持分を一部残す場合でも、スピンオフを円滑に実施する観点から、一定要件を満たす場合、再編時の譲渡損失や配当に対する課税を対象外とするように見直されました。

3-6. 中小企業者等に対する軽減税率の延長

中小企業者等に対する年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率(15%)の適用期間が 2 年間延長されました。(適用期間：令和 7 年 3 月 31 日開始事業年度)

3-7. 中小企業向け設備投資促進税制等

中小企業者等が設備投資を行った場合の優遇措置が一部見直されました。対象設備からコインランドリー業等が除外され、適用期限が延長されました。

3-8. その他の税制等

(1) 地域経済牽引事業の促進地域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来促進税制)の先進性に関する基準等が見直され、適用期限が 2 年延長されました。

(2) 特定資産買換えに係る適用期限の延長が行われ、対象資産(土地、船舶)や区域等が見直されました。

(3) 株式交付の課税繰延措置について、対象となる株式交付親会社の要件から同族会社(非同族の同族会社を除く)が除外されました。

以上、よろしくお願いいたします。